

報告第 3 号

「学校」の都市計画での位置付けに係る市の方針（案）について【報告】

目 次

1. 方針（案）	P. 1
2. 目的	P. 1
3. 学校の役割	P. 1
4. 学校の配置・規模等	P. 2
5. 今後の進め方	P. 2

## 「学校」の都市計画での位置付けに係る市の方針（案）について

### 1. 方針（案）

西宮市立の学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（以下「小中学校等」という。）について、既に都市計画決定している「鳴尾第5小学校（甲子園浜小学校）」「鳴尾第3中学校（浜甲子園中学校）」を含め、すべての小中学校等を都市計画学校として都市計画決定する。

### 2. 目的

小中学校等は、心身の発達に応じて体系的な教育が行われる施設として大きな役割を持っている。さらに、避難所や津波避難ビルとしての災害時の防災機能に加え、地域コミュニティの形成など、多様かつ重要な役割を担っており、将来にわたって維持する必要性が高い都市の根幹的な公共施設である。

これらを広く市民に周知するとともに、小中学校等の良好な環境を保全し、学校施設を適切に維持・管理していくため、小中学校等を都市計画学校に位置付ける。

### 3. 学校の役割

（教育）

- ① 小中学校等の義務教育施設は、都市計画法において、「住居系の用途地域では義務教育施設を定めること。」とされている。

（防災）

- ② 市内全ての小中学校等は「地域防災計画」における指定避難所であり、災害時における地域の防災拠点である。
- ③ JR神戸線以南の小中学校等は、「津波避難ビル」に指定されており、「津波警報」又は「大津波警報」の発表及び、「洪水による避難勧告」の発令時には、地域住民等が一時もしくは緊急避難することができる施設である。

（地域コミュニティ形成）

- ④ 地域住民等のスポーツ振興や高齢者等の健康増進を推進するために必要な施設である。
- ⑤ 地域コミュニティの形成にとって重要な地域活動（夏祭り、運動会等）の拠点となっている。
- ⑥ 地域住民等の参画のもと、地域とともにある学校づくりを目指し、各学校に「学校運営協議会」を設置して『西宮型コミュニティ・スクール』の実現に取り組んでいる。

（他施設への有効活用）

- ⑦ 現在、「留守家庭児童育成センター」「子供の居場所づくり事業」「子育てひろば」など、子育て等に関連する他の施設としての活用も進んでいる。

#### 4. 学校の配置・規模等

児童、生徒数は、将来的に減少が見込まれるが、今後、学校施設の多面的な有効活用等の検討を進めることにより、現在の学校の位置・面積等を維持していく考えであることから、すべての小中学校等を現状の配置・規模で都市計画に位置付ける。

なお、学校施設の老朽化に対応するため、「西宮市学校施設長寿命化計画（H31.2 策定）」に基づき、耐用年数を原則80年とする学校施設の改修・更新等を順次、実施しているが、多額の事業費を要するため、安定した財源である都市計画税（毎年約80億円）を有効に活用し、都市計画事業として施設の更新等を実施することにより、計画的かつ継続的な施設の維持・保全に努める。

#### 5. 今後の進め方

① 市都市計画審議会（報告） 令和2年12月25日  
「学校の都市計画での位置付けに係る市の方針（案）」について



② 市の方針（案）閲覧、意見の受付 令和3年1月下旬から2週間  
広く市民等から意見を聴く



③ 「学校の都市計画での位置付けに係る市の方針」の策定  
市民等及び学識経験者、兵庫県の意見を踏まえ、市の方針を策定



④ 「学校の都市計画変更（素案）」を作成  
策定した「市の方針」に基づき、都市計画変更（素案）を作成



学校の都市計画変更の手続きを開始